

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保と消費者の信頼の確保

【目標】①

国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制

(ア) カドミウムの推定摂取量

(イ) ダイオキシンの推定摂取量

【測定指標の選定理由】

農林水産省は、化学物質の毒性、国産農畜水産物における含有実態に関する情報等に基づき、「優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」(注5)として優先的に実態調査等に取り組むべき化学物質を明らかにした上で必要に応じ安全性向上対策に取り組んでいる。具体的には、

- ① 幅広い食品を対象とした含有実態調査により、食品からの摂取量を推定し、食品が安全であるのか、安全性を向上させる必要があるのかを把握
- ② 調査の結果、食品からの摂取量の低減が必要と判断したものについて、安全性向上対策(生産条件・製造・加工工程の改善など)を検討・実施
- ③ 安全性向上対策の有効性の検証のプロセスを順次進めているところである。

その中でカドミウムについては、上記の①から③に必要な調査が実施されており、かつ摂取量推定に必要な調査も行われているため、指標として選択した。

また、ダイオキシンについては、環境中に放出される量を減らすことが根本的な安全性向上対策であることから、「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、関係府省が協力して排出削減対策を進めてきたところである。同指針に基づいて、農林水産省は農畜水産物等における汚染実態を調査しており、食品からの摂取量の推定が可能であるため、指標に含めることとした。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、食品からの摂取量を、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等(TDI や TWI 等(注6))を超えないレベルに抑制する必要があることから、各危害要因に設定されている耐容摂取量と推定摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が耐容摂取量を超えていないことを目標値の「耐容摂取量未満」として設定した。

【基準値の設定】

ア カドミウムの耐容摂取量

食品安全委員会により一週間当たり 7 μ g/kg 体重と設定されている。

イ ダイオキシン類の耐容摂取量

ダイオキシン類対策特別措置法(注7)により一日当たり 4pg-TEQ/kg 体重と設定されている。

【把握の方法】

(ア) カドミウムの推定摂取量

食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注11)

(イ) ダイオキシン類の推定摂取量

- (1) 日本人の食品群ごとの平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省)
- (2) 魚介類中のダイオキシン類濃度:水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(農林水産省)

※食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシン類摂取のうち、魚介類の寄与は約 9 割と推定。

【達成度合の判定方法】

(ア) カドミウムの推定摂取量

厚生労働省が実施しているトータルダイエツトスタヂのデータ等を用いて、危害要因の推定摂取量と耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。

(耐容摂取量未満: A (おおむね有効)、耐容摂取量を超過: C (有効性に問題がある))

(イ) ダイオキシン類の推定摂取量

厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、危害要因の摂取量を推計し、耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。

(耐容摂取量未満: A (おおむね有効)、耐容摂取量を超過: C : (有効性に問題がある))

【目標】②

生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化

(ア) ガイドラインに即した GAP 導入産地割合

【測定指標の選定理由】

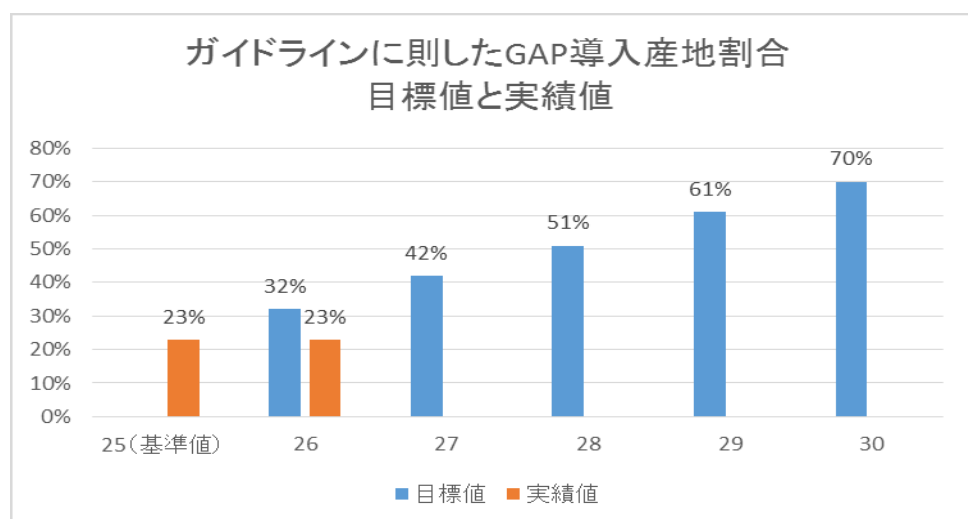
食料・農業・農村基本計画においては、「農業者や産地において、農業生産工程管理 (GAP) (注8)の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、「農業生産工程管理 (GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(注9)に則した一定水準以上の GAP の普及、拡大を推進する」とこととされている。このため、「ガイドラインに則した GAP 導入産地割合」を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

平成 25 年度現在、ガイドラインに則した GAP 導入産地の割合は 23 %であり、平成 30 年度に 70 %に増加させることを目標として設定した。

年度ごとの目標値については、毎年度、一定の割合で増加するものとして設定した。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



【把握の方法】

野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地を対象に毎年実施している調査により把握する。

ガイドラインに則した GAP 導入産地数を、調査対象とする産地数で除した割合とする。

ガイドラインに則した GAP 導入産地数は、本調査において、GAP を導入している産地のうち、ガイドラインとの関係について、「満たしている」と回答した産地の数。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度実績値－25年度基準値)／(当該年度目標値－25年度基準値)×100

A'ランク: 150 %超、Aランク: 90 %以上 150 %以下、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

(イ) 中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者における HACCP 導入率

【測定指標の選定理由】

食品事業者による食品の安全性向上の取組は、国民に安全な食品を安定的に供給する観点から極めて重要と考えており、食品の安全性の向上、品質管理の徹底等を目的に HACCP (注 10) の導入を促進する必要がある。HACCP 導入率は、食品販売金額規模別にみた場合、平成 24 年度時点では販売額が 50 億円以上の大手の規模層では相当程度導入が進んでいる(導入率 70 %以上)のに対し、1 億～50 億円の規模層は 27 %であった。

このような中、引き続き食品業界における食品安全の取組を後押しするため、平成 25 年 6 月に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」を改正し、その有効期限を平成 35 年 6 月 30 日まで 10 年間延長した。当初の 5 年程度で HACCP 導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼の確保のための施設・体制の整備(高度化基盤整備)に取り組み、HACCP 導入に取り組む事業者の裾野を広げ、残りの期間で HACCP 導入を重点的に促進することとした。このため、引き続き中小規模層への導入促進を図る必要があることから、販売額 1 億～50 億円の中小規模層における HACCP 導入率を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標値については、法律の有効期限である平成 35 年に 50 %とすることとして設定した。

年度ごとの目標値については、平成 27 年度から平成 33 年度は前年度より 1～2 %程度増加、平成 34 年度以降は HACCP の導入が加速して前年度より 3 %程度増加していくものとして設定した。

(単位: %)

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目標値	35	36	37	38

(食料産業局作成)

【把握の方法】

「食品製造業における HACCP の導入状況実態調査」(食料産業局食品製造課)を実施して、HACCP 導入率を把握する。

	【達成度合の判定方法】 達成度合(%)=(当該年度の実績値－基準値(24年度))／(当該年度の目標値－基準値(24年度))×100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満
施策(2) 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保	
【目標】① 食品表示の遵守 状況の確実な改 善	(ア) 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 (イ) 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率 【測定指標の設定理由】 食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 消費者の食品の産地に関する関心の高まりや食品偽装表示事件を受け、生鮮食品及び加工食品の義務表示事項の適正化に向け、具体的な目標値(10%)を定めてきており、平成24年度時点で、生鮮食品、加工食品ともに10%の目標値を達成しているところ。 目標値については、平成25年度の政策評価で示された方針のとおり、27年度までの目標は「10%以下」とし、28年度以降については、食品表示法(平成27年4月施行)の施行後1年間の監視結果を踏まえ、検討を行う。 【把握の方法】 地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を集計して把握。 【達成度合の判定方法】 各年度の達成度合(%)=(基準値－各年度の実績)÷(基準値－目標値)×100(%) A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満
【目標】② 食品トレーサビ リティの取組の拡 大	(ア) 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 (イ) 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 【測定指標の選定理由】 (ア) 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていることから、生産者の取組率を指標として設定した。 (イ) 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、特に入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組は、消費者の信頼の確保に大きく寄与するものであるが、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率は、平成25年度46.1%、平成26年度44.0%と取組が進んでいないことから、この取組率の増加を目標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

(ア) 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率

平成 27 年度は実践的なマニュアル(農業編、畜産業編)を作成する予定であり、平成 26 年度に作成した漁業編と併せ生産者向けのマニュアルが揃うことから、これらのマニュアルを活用することにより、生産者の出荷記録の保存の取組率を増加させ、全生産者の 75 %が取り組むことを目標とする。

(単位: %)

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
目標値	71	72	73	74	75

(消費・安全局作成)

(イ) 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率

目標値は、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を、全事業者の半数(50 %)とする。

(単位: %)

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
目標値	45	46	47	48	50

(消費・安全局作成)

【把握の方法】

農林水産省が行う調査による。

【達成度合の判定方法】

各年度の達成度合(%) = (当該年度実績値－基準値) ÷ (当該年度目標値－基準値) × 100(%)

A'ランク: 150 %超、A ランク: 90 %以上 150%以下、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

2. 用語解説

注 1 食品のトレーサビリティ

生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。

注 2 食品の安全性に関するリスク管理

科学的な知見に基づいてリスク低減が必要なハザードを特定し、全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと。

注 3 カドミウム	鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属
注 4 ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。 ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン 75 種類、ポリ塩化ジベンゾフラン 135 種類、コプラナー PCB 十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ 7 種類、10 種類、12 種類ある。
注 5 農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等 26 種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等6種類が設定されている。
注 6 耐容摂取量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大の摂取量。物質の毒性により1日当たり(TDI : tolerable daily intake)、1週間当たり(TWI : tolerable weekly intake)、又は1ヵ月当たり(TMI : tolerable monthly intake)で定められ、体重 1kg 当たりの量で表される。主に汚染物質の毒性指標として使われる。
注 7 ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排出水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成 11 年 3 月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注 8 農業生産工程管理 (GAP)	農業生産工程管理 (GAP) とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
注 9 農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として農林水産省が平成 22 年 4 月に策定したもの。
注10 HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。。
注11 トータルダイエットスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。